

○消費者庁告示第二号
国土交通省

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和六年
経済産業省
国土交通省
令第
一号）の施行に伴い、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三
条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の
一部を次のように改正する。

令和六年七月十七日

消費者庁長官 新井ゆたか
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後						改 出 前							
第 1 ～ 第 5 （略）						第 1 ～ 第 5 （略）							
別表 1 （略）						別表 1 （略）							
別表 2 － 1 （既存住宅に係る表示すべき事項等）						別表 2 － 1 （既存住宅に係る表示すべき事項等）							
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字			表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						(略)							
個別性能に関する こと	(略)					個別性能に関する こと	(略)						
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関する こと	(略)					5 温熱環境・エネルギー消費量に関する こと	(略)					
		5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は6）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由	一次エネルギー消費量等級			一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は6）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
					(略)							(略)	
				等級 3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一					等級 3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一		

				を併せて明示する。また、等級 6 にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位を MJ / (m ² ・年) とする。）を併せて明示することができる。	次エネルギー消費量の一定程度の削減のための <u>対策</u> が講じられている
					(略)
	(略)				
(略)					

次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策が講じられている

(略)

(略)

(略)

別表 2-2 (略)

			を併せて明示する。また、等級 6 にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位を MJ / (m ² ・年) とする。）を併せて明示することができる。	次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策（ <u>基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令附則第 4 条第 2 項の規定により読み替えて適用する基準省令第 5 条第 1 項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度</u> ）が講じられている
	(略)			
(略)				

次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令附則第4条第2項の規定により読み替えて適用する基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている

(略)

(略)

(略)

別表 2-2 (略)

附 則

この告示は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。